

消費者庁消費者制度課 意見募集担当宛て

件名：適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案に対する意見

(フリガナ)テキカクショウヒシヤダントアイ トクテイエイリカクトウホウジン ショウヒシヤエンキョウカンサイ

団体名 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

住所 大阪府大阪市中央区石町一丁目1-1天満橋千代田ビル

〒 540-0033

電話番号 TEL06-6920-2911

電子メールアドレス info@kc-s.or.jp

意見

第1 3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可

1 意見の趣旨

有効期間の更新の際に法第17条第6項において準用される法第13条第3項第6号の経理的基礎に係る要件を満たしているか否かの判断において、規則2.(6)イを含めるべきではない。

2 意見の理由

適格団体の支出は、差止請求権の行使（とりわけ裁判上の請求権）の件数により大きく左右される。そして、差止請求権の行使（とりわけ裁判上の請求権）は、消費者からの情報提供の件数及び内容、適格団体からの請求を無視するか、改善に応じるかといった事業者側の態度如何により大きく左右される。その意味で行政や企業のような予測と予算設定に基づく事業遂行が困難となる場合が少なくない。

「実際の収支との乖離の程度、その理由」との表記はあるものの、認定更新のために収支予測を墨守するような萎縮的な活動を適格団体がすれば、消費者被害の拡大防止という本制度の趣旨にもとるような弊害を生じかねない。

収支予測と収支結果の乖離の程度という要素を、認定更新等の要件として、敢えてガイドラインに追加する必要はない。

第2 4.(1)キについて

1 意見の趣旨

規則第17条第15号に規定する「攻撃又は防御の方法の提出」について、相手方作成書類を除外すべきではない。

2 意見の理由

上記ガイドラインの改訂について貴庁は「適格消費者団体の認定の申請書に係る添付書類等について、事業者の著作権の観点から、所要の規定の整備を行うこととする。」

としている。しかし、現行ガイドラインは著作権法上問題がない上、改定案は適格消費者団体の連携を阻害するものである。

- (1) 陳述された答弁書・準備書面については著作権法40条1項により訴訟当事者である適格消費者団体は自由に利用可能である。
- (2) 消費者契約法23条3項11号は「その他差止請求に関し内閣府令で定める行為がされたとき。」としており、行為の主体を適格団体に限定していない。また、同法施行規則17条15号は「攻撃又は防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為であって、当該適格消費者団体が差止請求権の適切な行使又は適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から法第23条第4項の通知及び報告をすることを適当と認めたもの」としており、同号は今回の改正対象となっていない。
- (3) そもそも相手方の攻撃防御の内容を一切確認することなく、適格消費者団体が消費者の利益のために差止請求権を適切に行使（消契法23条1項）しているかを消費者庁が監督することは極めて困難であり、上記改定案は法23条の趣旨を明らかに逸脱している。
- (4) 消契法23条4項の掲示板制度は、適格消費者団体の相互の連携協力努力義務（法23条3項）の具体化のための制度であり、公開の範囲も消費者庁及び適格消費者団体に留まっていること、裁判資料についてはそもそも公開の原則があること（民事訴訟法91条1項、憲法82条1項）、適格消費者団体は再訴禁止効（消契法12条の2第1項2号）の対象者として当該訴訟について利害関係を有し、訴訟記録の閲覧にとどまらず謄写請求権（民訴法91条2項）を有すること等に鑑みれば、訴訟資料を掲示板掲載することは著作権侵害行為にあたらぬというべきである。

以上